

資源の有効な利用の促進に関する法律の概要

「再生資源」とは、
使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち
有用なもので原材料として利用できるもの
「再生部品」とは、
使用済みの物品のうち有用なもので部品その他の製品の
一部として利用できるもの

具体例

- ※1... 鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化學工業、非鐵金屬製造業等
- ※2... 紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、複写機製造業等
- ※3... 自動車、家電、大型家具、石油 ガス機器、パソコン、
- ※4... パソコン、複写機、自動車、パソコンご台等

※5...スチール缶、アルミ缶、PETボトル、二カド電池、
紙製容器包装、プラスチック製容器包装

※6...パソコン、ニカド電池
※7 雷電業 建設業

で困んだ箇所及び下線部
が今回の改正に伴うもの

○経済産業省令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成二年法律第四十八号）第二十一条第一項の規定に基づき、自動車の製造又は修理の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のよう定める。

平成十三年三月二十八日

経済産業大臣 平沼 超夫

国土交通大臣 林 寛子

自動車の製造又は修理の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する

判断の基準となるべき事項を定める省令

（原材料の工夫）

第一条 自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）の製造の事業を行う者（以下「製造事業者」という。）は、自動車に係る再生資源の利用を促進するため、バンパー、内装その他の自動車の部品等（部品又は部材をいう。以下同じ。）への再生資源としての利用が可能な原材料の使用部品等に使用する原材料の種類数の削減、再生

資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することが困難な部品等の数の削減その他措置を講ずるものとする。

2 製造事業者は、自動車に係る再生部品の利用を促進するため、エンジン、バンパーその他の自動車の部品等への腐食するおそれがない原材料の使用その他の措置を講ずるものとする。

（構造の工夫）
第二条 製造事業者は、自動車に係る再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の削減その他部品等の取り外しの容易化その他の措置により、自動車の処理を容易にするものとする。

3 製造事業者は、自動車に係る再生部品の利用を促進するため、エンジン、バンパーその他の自動車の部品等について、取り外す際に損傷するおそれがない構造及び腐食するおそれが少ない構造の採用その他の措置を講ずるものとする。

（分別のための工夫）

第三条 製造事業者は、自動車に係る再生資源の利用を促進するため、重量が百グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名その他の自動車に係る再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。

2 修理事業者は、自動車の修理に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、自動車の構造、部品等の取り外し方法、部品等の材質名の表示等に関して、必要に応じて当該製造事業者に対し情報の提供を行うものとする。

（処理に係る安全性の確保）

第四条 製造事業者は、自動車に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。

（安全性等の配慮）

第五条 製造事業者は、前各条の規定に即して自動車に係る再生資源又は再生部品の利用を促進する際には、自動車の安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。

（部品等の交換の工夫）

第六条 自動車の修理の事業を行う者（以下「修理事業者」という。）は、自動車に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、自動車の部品等の交換に当たっては、再生資源又は再生部品としての利用が可能な部品等の使用及び再生部品の使用に努めるとともに、交換された使用済みの部品等を当該部品等に表示された材質名により分別するものとする。

（技術の向上）

第七条 製造事業者及び修理事業者は、自動車に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、必要な技術の向上（習得を含む。）を図るものとする。

（事前評価）

第八条 製造事業者は、自動車の設計に際して、自動車に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、第一条から第四条までの規定に即して、あらかじめ自動車の評価を行うものとする。

2 製造事業者は、前項の評価を行ったため、自動車の種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

3 製造事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

（情報の提供）

第九条 製造事業者は、自動車の構造、部品等の取り外し方法、部品等の材質名その他の自動車に係る再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。

2 自動車の製造又は修理の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第一号）は、廃止する。

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（自動車の製造又は修理の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第一号）は、廃止する。

附 則

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第十八条第一項の規定に基づき、自動車の製造又は修理の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

經濟産業大臣 平沼 趙夫
国土交通大臣 林 寛子

自動車の製造又は修理の事業を行う者の使
用済物品等の発生の抑制に関する判断の基

準となるべき事項を定める省令

(原材料等の使用の合理化)

第一条 自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)の製造の事業を行う者(以下「製造事業者」という。)は、自動車に係る使用済物品等の発生を抑制するため、小型の又は軽量なシャシ用部品、エンジン、トランスミッションその他の部品等(部品又は部材をいう。以下同じ。)の採用その他の措置により、自動車に係る原材料等の使用の合理化を行うものとする。

(長期間の使用の促進)

第二条 製造事業者は、自動車に係る使用済物品等の発生を抑制するため、耐久性の高いゴム製の部品その他の長期間の使用が可能な部品等の採用、シャシ用部品その他の部品等を異なる機種の部品等と共通の部品等にすることによる修理の容易化その他の措置により、自動車の長期間の使用を促進するものとする。

(修理に係る安全性の確保)

第三条 製造事業者は、自動車に係る使用済物品等の発生を抑制するため、原材料の毒性その他特性に配慮することにより、修理に係る安全性を確保するものとする。

(安全性等の配慮)

第四条 製造事業者は、前三条の規定に即して自動車に係る使用済物品等の発生を抑制する際には、自動車の安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。

(技術の向上)

第五条 製造事業者及び自動車の修理の事業を行ふ者(以下「修理事業者」という。)は、自動車に係る使用済物品等の発生を抑制するため、必要な技術の向上(習得を含む。)を図るものとする。

（事前評価）

第六条 製造事業者は、自動車の設計に際して、自動車に係る使用済物品等の発生を抑制するため、第一条から第三条までの規定に即して、あらかじめ自動車の評価を行うものとする。

2 製造事業者は、前項の評価を行うため、自動車の種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

3 製造事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

（情報の提供）

第七条 製造事業者は、自動車の構造、修理に係る安全性その他の自動車に係る使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行つものとする。

2 修理事業者は、自動車の修理に係る使用済物品等の発生を抑制するため、自動車の構造、修理に係る安全性等に関して、製造事業者が配慮すべき事項について、必要な応じて当該製造事業者に対して情報の提供を行うものとする。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。